



**IFRS<sup>®</sup>**

Sustainability

2022年3月

## 公開草案

IFRS<sup>®</sup> サステナビリティ開示基準

**IFRS S2号「気候関連開示」[案]**

**付録B 産業別開示要求**

**B5巻 家庭用及び個人用製品**

コメント期限：2022年7月29日



# 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B5 巻－家庭用及び個人用製品

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) before submitting your letter.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

## 公開草案

# IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B5 巻 一 家庭用及び個人用製品

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) までご連絡いただきたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

**© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.**

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org) に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## はじめに

---

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

## 家庭用及び個人用製品

### 産業に関する記述

「家庭用及び個人用製品」産業には、化粧品、家庭用及び工業用の掃除用品、石鹼及び洗剤、衛生用紙製品、家庭用電池、剃刀、並びに台所用品を含む、個人用及び商業用の消費のためのさまざまな財を製造する企業が含まれる。家庭及び個人用製品企業はグローバルに営業を展開し、典型的には、量販店、食料品店、会員制の店舗、ドラッグストア、訪問頻度が高い店（high-frequency stores）、流通業者及び電子商取引の小売業者に自社の製品を販売する。一部の会社は、第三者の小売店ではなく、独立の販売員を通じて製品を販売する。

### サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
水管理	(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらのベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合	定量	千立方メートル (m <sup>3</sup> )、パーセンテージ(%)	CG-HP-140a.1
	水管理リスクの記述並びに当該リスクを軽減するための戦略及び実務の説明	説明及び分析	該当なし	CG-HP-140a.2
パーム油サプライチェーンの環境上及び社会上の影響 (impacts)	パーム油調達量、持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO) のサプライチェーンで認証された以下の割合：(a)アイデンティティ・プリザーブド、(b)セグレーション、(c)マスバランス又は (d)ブック・アンド・クレーム	定量	メートルトン(t)、パーセンテージ (%)	CG-HP-430a.1



表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
販売した製品の単位、販売した製品の総重量	定量	数、メートルトン(t)	CG-HP-000.A
製造拠点数	定量	数	CG-HP-000.B

## 水管理

### トピックサマリー

水は、製造プロセスの冷却剤として、及び多くの製品の主要なインプットとして、「家庭用及び個人用製品」産業に不可欠である。人口増加や急速な都市化の結果としての消費量の増加、干ばつや気候変動による供給量の減少により、水は世界中で希少資源になりつつある。この産業の多くの企業は、水不足に直面している地域にオペレーションがある。綿密な計画を立てなければ、企業はコストの増加に直面したり、さらに悪いことには、これらの地域の水へのアクセスを失ったりし、生産にリスクをもたらす可能性がある。すべての工場への水の安定供給を確保するための厳格なチェックを実施し、水利用の効率を高めるためのテクノロジーに投資することは、水不足がより差し迫った世界的な問題になるにつれて、この産業の企業がより低いリスク・プロファイルを維持するのに役立つ。

### 指標

#### CG-HP-140a.1. (1)総取水量、(2)総消費水量及びそれらのベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合

- 1 企業は、すべての水源から引き出された水の量を、千立方メートル単位で開示しなければならない。
  - 1.1 水資源には、地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む）、地下水、企業が直接収集及び貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水及び廃水を含める。
- 2 企業は、例えば、取水量の大部分が非淡水源からのものである場合、その供給を水源別に開示する場合がある。
  - 2.1 淡水は、企業が営業を行う地域の法令に従って定義する場合がある。法令による定義がない場合、淡水は、米国地質調査所によると百万分の 1,000 未満の溶解固形物を含む水とみなさなければならない。
  - 2.2 米国の全国主要飲料水規制各法域の飲料水規制に準拠して水道事業者から取得した水は、淡水の定義を満たすとみなすことができる。
- 3 企業は、オペレーションで消費した水の量を千立方メートル単位で開示しなければならない。
  - 3.1 消費水量は以下のとおりに定義する。
    - 3.1.1 取水、使用及び排水中に蒸発する水
    - 3.1.2 企業の製品又はサービスに、直接的又は間接的に組み込まれる水
    - 3.1.3 その他、取水源と同じ集水域に戻らない水（別の集水域又は海に戻る水など）
- 4 企業は、すべてのオペレーションにおける水リスクを分析し、世界資源研究所（WRI）の水リスクアトラス（Water Risk Atlas）ツールである Aqueduct（アキダクト）によって、ベースライン水ストレスが「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」と分類された場所で取水及び水消費する活動を識別しなければならない。

- 5 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で取水した水について、総取水量に対する割合で開示しなければならない。
- 6 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で消費した水について、総消費水量に対する割合で開示しなければならない。

**CG-HP-140a.2. 水管理リスクの記述並びに当該リスクを軽減するための戦略及び実務の説明**

- 1 企業は、取水、水消費並びに排水又は廃水（又はこの両方）に関連する水管理リスクを記述しなければならない。
  - 1.1 取水及び水消費に関連するリスクには、十分に清潔な水資源の入手可能性に対するリスクを含める。また以下を含むが、これらに限定されない。
    - 1.1.1 環境面での制約 — 水ストレス地域での営業、干ばつ、水生生物の閉込又は巻込の懸念、経年変動又は季節変動、及び気候変動の影響によるリスク等
    - 1.1.2 規制及び財務上の制約 — 水道料金の変動、取水に関連するステークホルダーの認識及び懸念（例：地域社会、非政府組織及び規制当局からのもの）、他の水利用者との直接的な競合及び影響（*impact*）（例：企業及び地方自治体の水利用者）、規制による取水制限、並びに水利権又は許可を取得及び保持する企業的能力に対する制約
  - 1.2 水又は廃水（又はこの両方）の排出に関連するリスクは、排出に関連する権利又は許可の取得、排出に関連する規制への準拠、排出に対する制約、排水の温度管理を維持する能力、賠償又は風評リスク（又はこの両方）、並びに、排水に関連する規制及びステークホルダーの認識及び懸念（例：地域社会、非政府組織、規制機関の組織）による営業コストの増加を含むが、これらに限定されない。
- 2 企業は、以下の文脈において水管理リスクを記述する場合がある。
  - 2.1 地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む）、地下水、企業が直接収集及び貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水又は廃水などの水源によって、リスクがどのように異なる場合があるか。
  - 2.2 地表水、地下水又は廃水処理施設などの排出先によって、リスクがどのように異なる場合があるか。
- 3 企業は、水管理リスクがオペレーションに及ぼす潜在的な影響（*impacts*）及びそのようなリスクが顕在化すると予想される時期について説明する場合がある。
  - 3.1 影響（*impacts*）には、コスト、売上、負債、オペレーションの継続性、風評などを含むが、これらに限定されない。
- 4 企業は、水管理リスクを軽減するための短期及び長期の戦略又は計画について説明しなければならない。これには以下を含むが、これらに限定されない。
  - 4.1 戦略、計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数のもの）の範囲。例えば、様々な事業単位、地域又は水を消費するオペレーション・プロセスとどのように関係しているかなど。

- 4.2 優先する水管理のゴール又は目標（又はこの両方）、及び、それらのゴール又は目標（又はこの両方）に対するパフォーマンスの分析。
  - 4.2.1 ゴール及び目標には、取水量の削減、水消費量の削減、排水量の削減、水生生物の閉込の軽減、排水の質の改善及び規制遵守に関するものを含むが、これらに限定されない。
- 4.3 計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数のもの）を達成するために必要な活動及び投資並びに計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える可能性のあるリスク又は制限要因。
- 4.4 戦略、計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数のもの）の開示は、報告期間中に進行中（アクティブ）又は完了した活動に限定しなければならない。
- 5 水管理の目標について、企業は追加で以下を開示しなければならない。
  - 5.1 目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか、及び目標が原単位ベースである場合は指標の分母。
  - 5.2 開始年、目標年及び基準年を含む、水管理計画のタイムライン。
  - 5.3 以下を含む、目標を達成するためのメカニズム
    - 5.3.1 水のリサイクル又は循環システムの使用（又はこの両方）など、効率化に関する取組み（efforts）
    - 5.3.2 必要な水の量を減らすための製品又はサービスの再設計等の、製品のイノベーション
    - 5.3.3 水生生物への閉込又は巻込の軽減を可能にするような、プロセス及び機器のイノベーション
    - 5.3.4 水の使用、リスク及び機会を分析するためのツール及びテクノロジーの使用（例：World Wildlife FundのWater Risk Filter、Global Water Tool、Water Footprint Network Footprint Assessment Tool）
    - 5.3.5 地域又は他の組織とのコラボレーション又はプログラム
  - 5.4 基準年からの削減率又は改善率。基準年は、目標の達成に向けて、水管理の目標が評価される最初の年である。
- 6 企業は、水管理の実務が、組織内でライフサイクルへの影響（impacts）又はトレードオフを新たにもたらしたかどうかを説明しなければならない。これには、土地利用、エネルギー生産及び温室効果ガス（GHG）排出のトレードオフを含む。また、ライフサイクルのトレードオフにもかかわらず、企業がこれらの実務を選択した理由についても説明しなければならない。

## パーム油サプライ・チェーンの環境上及び社会上の影響 (impacts)

### トピックサマリー

パーム油は、「家庭用及び個人用製品」産業で、クリーニング製品、キャンドル、化粧品などの幅広い商品の安価な原料として需要が急速に高まっている。世界の特定の地域でのパーム油の収穫は、森林破壊、GHG 排出及びその他の環境問題や社会問題の原因となる可能性がある。責任を持って調達しなければ、パーム油は環境上及び社会上の外部性に影響し、企業の風評及び規制上のリスクをもたらす可能性がある。さらに、この産業の企業は、サプライ・チェーンの停止、投入価格の上昇、パーム油の調達による環境上及び社会上の外部性に関連する風評リスクにさらされている。したがって、企業は、パーム油を追跡し、責任を持って調達するというプレッシャーに直面している。さらに、パーム油の生産は労働問題と関連していることが多いため、サプライ・チェーンにおける労働条件の最低基準を確保するプレッシャーに直面している。調達基準を整備することは、パーム油のような論争的となる材料への依存を減らすための製品設計段階での革新と同様に、リスクの低減に貢献する可能性がある。

### 指標

#### CG-HP-430a.1. パーム油調達量、持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO) のサプライ・チェーンで認証された以下の割合：(a)アイデンティティ・プリザーブド、(b)セグリゲーション、(c)マスバランス又は(d)ブック・アンド・クレーム

- 1 企業は、報告期間中に供給されたパーム油調達量をメートルトン単位で開示しなければならない。
  - 1.1 パーム油の範囲には、パーム核油及びパーム核圧搾を含む。
- 2 企業は、以下のそれぞれの持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO) のサプライ・チェーン・モデルについて、RSPO に準拠しているとして第三者認証を受けたパーム油調達の割合を、重量ベースで開示しなければならない。すなわち、(a) アイデンティティ・プリザーブド (IP)、(b) セグリゲーション (SG)、(c) マスバランス (MB) 又は (d) ブック・アンド・クレーム (B&C) である。
  - 2.1 B&C の取引は、RSPO PalmTrace プラットフォームで購入した RSPO Credits で表される。
  - 2.2 その割合は、企業が調達した RSPO 認証のパーム油のそれぞれの RSPO サプライ・チェーン・モデル (IP、SG、MB 又は B&C) における重量について、企業が調達した総パーム油調達量 (メートルトン単位) で除して計算しなければならない。
- 3 企業は、パーム油調達の環境上及び社会上の影響 (impacts) に関連するリスク及び機会を管理するために使用される他の戦略、アプローチ及びメカニズムについて説明する場合がある。